

令和6年度 ICT環境整備補助のお知らせ

世田谷区教育委員会

区教育委員会では、児童・生徒へ貸与したタブレット端末を用いて、自宅での円滑な学習環境を整備するため、「Wi-Fi 通信環境を今年度から新たに整備した場合」の一部通信費について、下記の条件を満たす保護者の方へ補助を行います。つきましては、以下の内容をお読みいただき、補助を希望される方は、裏面記載の申請手続きに沿ってご申請ください。

記

対 象

次の3つ条件をすべて満たす方

- 1 世田谷区在住で世田谷区立小・中学校在籍の児童・生徒の保護者
(補助は、在籍人数に関わらず1世帯で1回です)
- 2 令和6年度の就学援助費認定 (給食費のみの対象は除く) を受けていること
- 3 ① 令和6年4月1日以降、新たに Wi-Fi 通信環境を整備したこと … 『新規申込』
(携帯電話機能を含む契約や令和6年3月31日までの契約は補助対象外)
または
② 令和5年度にこの補助費支給の決定を受け、今年度も引き続き、
就学援助費認定を受けていること … 『継続申込』

※『中途申込』は対象外です
令和5年度にこの補助費支給の決定を受けておらず、かつ、令和6年3月31日以前に Wi-Fi 通信環境を整備したケース

就学援助費に関することは学務課学事係（電話：03-5432-2686）へお問い合わせください。※紛失等で認定通知書の再発行をご希望の方はこちらへ



補助内容

インターネット Wi-Fi 回線の通信料 (契約料、工事費及び携帯電話等は除く)

- 1 補助限度額 月額 1,000 円 (年額 12,000 円) ※100 円未満端数切捨て
 - 2 補助の支給月数 最大で 12 か月間

(1) 第1回申請期間 ⇒ 通信料支払い開始月から	}	当該年度の3月までの月数
(2) 第2回申請期間 ⇒ 申請月から		
- ※ 通信料が無料の期間は、補助月数から除外します。

申請期限

第1回申請期間 令和6年7月 から 8月末まで
第2回申請期間 令和6年9月 から 令和7年1月末まで

- ※1 申請書の提出忘れや、申請期間過ぎての申請は受理できません。
※2 12月から3月の間に世田谷区へ転入された方は、令和7年3月21日(金)まで申請できます。

申請手続き

▼ 電子申請の場合

1. 申請書（電子）を入手・作成する

区 HP からダウンロード

（区 HP サイト内検索にて

“192502”で検索



▼ 持参または郵送の場合

1. 申請書（紙）を入手・作成する

(1) 申請書は子が在籍する小・中学校か、下部問合せ先で配付のものを受取る。

(2) または、区 HP から印刷する。

2. 通信費に関する証票書類を用意する

ア 新規申込者は次の2点

1) Wi-Fi 通信契約書（※申込書は不可）

令和6年4月1日以降の契約日、契約者、設置先住所及び契約内容（プランの名称・月額料金）が確認できるもの

2) 通信料請求書（工事費、機器購入等の初期費用、クレジットカード支払明細は不可）

通信料支払い開始月の請求明細を確認できるもの

通信費の詳細を客観的に証明する書類が確認できない場合は、補助ができません。申請者ご本人様で必ず、通信事業者へ証票書類の発行等を確認してください。

イ 継続申込者は次の1点

1) 直近の通信料請求書（初回申請契約の継続利用が確認できるもの）

3. 就学援助費認定通知書を用意する

4. 紙の証票書類・就学援助費認定通知書は電子ファイルにする

・スマホ等で撮影し、画像化する。または、自宅のプリンタ等でスキャンし、PDF化する。

5. Web から電子申請する

6. (区の審査後)補助審査完了通知が届く

7. (補助決定者)支給時期経過後に通帳記帳等をし、振込の入金額を確認

〔完了〕

3. 提出用に証票書類・就学援助費認定通知書のコピーをとる

4. 持参または郵送で提出する

(1) 持参のみ：子が在籍する小・中学校

(2) 持参/郵送：下部問合せ先

5. (区の審査後)補助審査完了通知が届く

6. (補助決定者)支給時期経過後に通帳記帳等をし、振込の入金額を確認

〔完了〕

支給時期（予定）

第1回申請期間 令和6年10月末

第2回申請期間以降 申請月の翌々月末

問合せ先

申請手続き・補助制度の内容（持参・郵送の場合の提出先）

教育研究・ICT推進課 電話 03-6453-1503（平日の午前8時半から午後5時）

〒154-0023 世田谷区若林 5-38-1 教育総合センター1階